

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目	協議細目
調整方針	<p>14. 特別職の身分の取扱い</p> <p>(案) 洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の常勤の特別職及び教育長の身分の取り扱いについては、原則として全員失職となっているが、特別の事由があると認められる場合は、5市町村の長が別に協議して定めるものとする。</p> <p>洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の非常勤の特別職の身分の取り扱いについては、それぞれの職の必要性を検討し、調整を行うものとする。</p>
項目	参 考 資 料
	<p>資料は、第4回合併協議会(8月19日)に提出済み。(P15~P31)</p>